

「令和7年度公共交通デジタル化普及事業」委託業務仕様書

1 委託業務の名称

「令和7年度公共交通デジタル化普及事業」実施業務

2 趣旨・目的

交通事業者による GTFS-JP データの整備や新技術（Ai 配車、電子決済等）の導入により、パソコンやスマートフォンを利用した乗換案内サービス、待合所等のデジタルサイネージの整備及び MaaS による検索・予約・配車・決済システムの統合等の公共交通のデジタル化によるサービスの充実を図り、地域住民の利便性向上と、観光・ビジネス・帰省等の地域外からの新たな利用者の獲得を図る。

3 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

4 業務概要

各公共交通事業者、自治体等がそれぞれの運行実態に合わせ、最適な作成ツールを使用して、データを作成・維持管理（停留所名称等の多言語表記を含む）し、オープンデータ化に取り組む支援を行う。

また、持続可能な地域公共交通を実現するために、デジタル技術を活用した交通サービスの検討につながる支援を行う。

5 各業務の詳細

本業務の内容は以下のとおりとする。具体的な内容については、受託者において検討し、提案すること。

なお、本業務の趣旨を踏まえ、効果的に目的が達成できる業務がある場合は、見積上限額の範囲内において、以下の業務に追加して提案することができる。

(1) GTFS データセミナー・相談会の開催

①開催時期 令和7年8月頃

②開催場所 岡山県内

参加者が自らのパソコンで操作を行いながら受講することを想定。

③対象者 GTFS データの作成に取り組む、県内路線がある公共交通事業者及び市町村

④業務内容

ア 開催案内（デザインを含む）・通知、受講者とりまとめ、受講者名簿作成

イ 受講者に対する受講環境の準備・指定・相談対応（準備データ・インターネット、Wi-Fi 環境の助言を含む）

ウ データセミナーテキスト（作成マニュアル）の作成

エ 当日の運営（司会進行、進行補助）

オ 相談会対応

⑤留意事項

- ア データセミナーは、初任者が GTFS データを自力で作成・更新が可能になる内容であること。
- イ 使用するパソコンは、基本的には受講者が準備するが、開催前に動作環境を確認するよう周知徹底し、当日のデータ準備についても助言等を行うこと。また、セミナー当日の不測の事態においても出来る限り対応できるよう人員を配置すること。
- ウ 作成にかかるマニュアル等は、原著作物の著作権所有者の許諾がある場合は、流用しても差し支えない。
- エ 受講者の GTFS データ更新について、セミナー後もデータリポジトリ登録終了までフォローすること。

(2) 交通事業者・市町村担当者への個別支援

①業務内容

- ア GTFS データ作成において不具合・不明点が発生した場合の問い合わせ対応
- イ 対象者のデータの進捗状況を把握し、本県と共有

②留意事項

問い合わせについては、内容により、メール・電話・zoom などのオンライン対応など、適切な方法でフォローアップを行うこと。

(3) 新技術情報提供セミナーの開催

①開催時期 令和7年7月～8月頃

②開催場所 オンライン

③対象者 市町村及び交通事業者

④業務内容

- ア 開催案内作成（デザインを含む）・通知、受講者とりまとめ、受講者名簿作成
 - イ 資料の事前送付・後日マッチング連絡先のとりまとめ
 - ウ 当日の運営（司会進行など）
- ※プレゼン企業の選定、依頼、連絡等は県で行うものとする。

6 成果物

(1) 納入物

項番	成果物	内容	提出時期
1	実施計画書	事業の目的、実施体制、実施内容、スケジュールなどを実施計画としてまとめたもの	事業開始時
2	作成セミナー・相談会開催案内	開催を周知し、参加者を募集するもの	開催の概ね1ヶ月前
3	セミナー資料	次第、受講者名簿、資料、アンケート等	セミナー実施前
4	データ作成進捗	事業者、市町村によるデータ作成の進	随時

	状況管理表	捗状況を報告するもの	
5	新技術提供セミナー開催案内	開催を周知し、参加者を募集するもの	開催の概ね 3週間前
6	実績報告書	事業の実施状況をまとめ、事業の完了を報告するもの（収支報告を含む）	事業終了時

(2) 納期

納入物の納期限は、令和8年3月31日とする。

7 権利関係

- (1) 本業務により著作権が生じた場合、当該著作権は全て本県に帰属するものとし、受託事業者は本県の許可なく複製、公表、貸与及び使用してはならない。
- (2) 受託事業者は、本業務が第三者の著作権その他の権利を侵害するものではないことを保証することとする。

なお、受託事業者以外の者の著作物（以下、「原著作物」という。）を使用する場合には、許諾不要のものを除き、原著作物の著作権所有者の許諾を得るなど、必要な手続きを取った上で、本業務に当たることとし、原著作物の著作権所有者と本県との間に著作権法（昭和45年法律第48号）等の紛争が生じないようにしなければならない。

8 個人情報等の取り扱い

(1) 守秘義務

受託事業者は、本業務の履行に際して、知り得た秘密を漏らしてはならない。

(2) 個人情報の保護

本業務の実施に当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」の各条項を厳守し、個人情報の取り扱いを適正に行うこと。

9 協議

- (1) 実施内容、実施方法等については、事前に本県と協議するものとする。
- (2) この仕様書に定めのない事項については、受託事業者と本県が必要に応じて協議するものとする。